

日本歯科大学新潟短期大学学則

令和 7 年 4 月 1 日

第1章 総則

(目的)

第1条 本学は、学校教育法の精神に基づき、歯科衛生及び歯科技工に関する専門の知識と技術を教授研究し、高度な歯科衛生士及び歯科技工士の育成を図ることを目的とする。

2 本学は、学科ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を、別に定めるものとする。

第2章 学科、学生定員及び修業年限

(学科及び定員)

第2条 本学において設置する学科及びその学生定員は、次のとおりとする。

学 科	入学定員	収容定員
歯科衛生学科	50人	150人
歯科技工学科	20人	40人

(修業年限及び在学年限)

第3条 本学の修業年限は、歯科衛生学科は3年、歯科技工学科は2年とする。

2 学生は、修業年限の2倍を超えて本学に在学することはできない。

3 前項の規定にかかわらず、教授会の議を経て、学長が決定する場合は、制限年数を超えて在学することができる。

第3章 学年、学期及び休業日

(学 年)

第4条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学 期)

第5条 学年を次の2学期に分ける。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第6条 休業日は、次のとおりとする。

日曜日

土曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

日本歯科大学創立記念日 6月1日

春期休業日 4月1日から4月5日まで

夏期休業日 8月1日から8月31日まで

冬期休業日 12月25日から翌年1月10日まで

2 必要がある場合、学長は前項の休業日を臨時に変更することができる。

3 第1項に定めるもののほか、学長は臨時の休業日を定めることができる。

第4章 入学、退学及び休学

(入学の時期)

第7条 入学の時期は学年の始めとする。

(入学資格)

第8条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- 二 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- 三 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- 四 文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 五 文部科学大臣の指定した者
- 六 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

(入学の出願)

第9条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に検定料を添えて提出しなければならない。

(入学者の選考)

第10条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続き及び入学許可)

第11条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに本学所定の書類を提出するとともに、所定の入学金及び学費を納入しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(退学)

第12条 退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(休学)

第13条 疾病その他やむを得ない事情により3か月以上修学することのできない者は、医師の診断書又は詳細な理由書を添えて休学願を提出し、学長の許可を得て休学することができる。

2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

(休学の期間)

第14条 休学の期間は、その年度の3月31日をもって期限とし、1年を超えることができない。ただし、特別の事由がある場合は、引き続き更に1年まで延長することができる。

2 休学の期間は、通算して修業年限を超えることができない。

3 休学の期間は、第3条第2項の在学年限に算入しない。

(復 学)

第15条 休学期間にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

(除 籍)

第16条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍する。

- 一 第3条第2項に定める在学年限を超えた者
- 二 第14条第2項に定める休学の期間を超えてなお修学できない者
- 三 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- 四 同一学年に引き続き2年留年した者

(復 籍)

第17条 前条の第二号又は第三号により除籍された者について、その理由が消滅した場合は、保証人連署のうえ復籍願を提出し、教授会の議を経て学長の許可を受け、復籍することができる。

2 その他復籍に必要な事項は、別に定める。

第5章 教育課程及び履修方法等

(授業科目)

第18条 歯科衛生学科にあっては基礎分野、専門基礎分野、専門分野及び選択必修分野とし、歯科技工学科にあっては基礎分野、専門基礎分野及び専門分野とする。

2 授業科目及び単位数は、別表1及び別表2のとおりとする。

(授業の方法)

第18条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれか又はこれらの併用により行うものとする。

2 文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(単位の計算方法)

第19条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算する。

- 一 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
- 二 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。
- 三 実験、実習及び実技については、45時間の授業をもって1単位とする。
- 四 教育上必要があるときは、講義及び演習については15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって、実験、実習及び実技については30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって、それぞれ1単位とすることができます。

2 前項の規定にかかわらず、学修の成果を評価して単位を授与することが適當と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位を定める。

(単位の認定、進級判定)

第 20 条 単位の認定及び進級判定は、試験の結果及び出欠席の状況等を総合的に審査して、教授会の議を経て、学長が行う。

(学修の評価)

第 21 条 試験等の評価は評点をもって表わす。

2 進学・就職用等の成績表は、秀、優、良、可、不可の評語とする。

(既修得単位の取扱い)

第 22 条 他の短期大学又は大学（外国の大学又は短期大学を含む。）を卒業又は中途退学し、新たに本学の第 1 学年次に入学した学生の既修得単位については、教育上有益と認めるときは、本学において修得したものとして認定することができる。

2 前項の単位認定は歯科衛生学科にあっては 23 単位、歯科技工学科にあっては 15 単位を超えない範囲で行う。

(他の大学等における授業科目の履修等)

第 22 条の 2 他の大学又は短期大学との協議に基づき、当該大学又は短期大学において学生に履修させた授業科目について修得した単位については、教育上有益と認めるときは、本学において修得したものとして認定することができる。

2 前項の単位認定は歯科衛生学科にあっては 46 単位、歯科技工学科にあっては 30 単位を超えない範囲で行う。

(長期にわたる教育課程の履修)

第 22 条の 3 本学の定めるところにより、学生が、職業を有している等の事情により、第 3 条第 1 項に規定する修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

第 6 章 試験

(試験の時期)

第 23 条 試験は、学期の終わり、又は授業の終ったときに行う。

(試験の方法)

第 24 条 試験の方法は、筆記、口述、又は実地試験等とする。

(休学した者の受験の制限)

第 25 条 休学した者は、その学年の試験を受けることはできない。

(受験の要件)

第 26 条 試験は、授業料等を完納した者でなければ、受けることはできない。

2 第 27 条、第 28 条の試験を受ける者は、前項のほかに追試験料、再試験料を納入しなければならない。

(追試験)

第 27 条 試験の当日病気その他やむを得ない理由のため、試験を受けることができなかつた者は追試験を受けることができる。

(再試験)

第 28 条 試験に不合格となつた者は、再試験を受けることができる場合がある。

第 7 章 卒業の認定及び短期大学士の学位授与

(卒業の要件)

第 29 条 本学を卒業するためには、歯科衛生学科の学生は 3 年以上在学し、別表 1 に定めるところにより 106 単位以上を修得し、歯科技工学科の学生は 2 年以上在学し、別表 2 に定めるところにより 78 単位以上を修得しなければならない。

(卒業の認定)

第 30 条 第 3 条に規定する修業年限以上在学し、本学則に定める授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

(短期大学士の学位授与)

第 31 条 本学を卒業した者には、日本歯科大学新潟短期大学学位規則の定めるところにより、短期大学士の学位を授与する。

第 8 章 検定料、入学金、授業料、その他の費用

(検定料等の金額)

第 32 条 本学の検定料、入学金、授業料等の金額は、次のとおりとする。

(歯科衛生学科)

検 定 料	20,000 円
入 学 金	300,000 円 (入学時のみ)
授 業 料	640,000 円 (年額)
施設維持費	100,000 円 (年額)

(歯科技工学科)

検 定 料	20,000 円
入 学 金	200,000 円 (入学時のみ)
授 業 料	900,000 円 (年額)
施設維持費	100,000 円 (年額)

(授業料等の納入期)

第 33 条 授業料等は、所定の期日までに納入しなければならない。ただし、特別の事情があると認められる者は、延納を認めることがある。

(退学及び停学の場合の授業料)

第 34 条 学期の中途で退学し、又は除籍された者の当該期分の授業料等は徴収する。

2 停学期間中の授業料等は徴収する。

(休学の場合の在籍料)

第35条 休学を許可され又は命ぜられた者についても、在籍料は納入しなければならない。

(納付した授業料等)

第36条 納付した検定料、入学金及び授業料等は原則として返還しない。ただし、理事長が認める場合は返還することができる。

第9章 教職員組織

(教職員組織)

第37条 本学に学長、学科長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員及びその他必要な職員を置く。

第10章 教授会

(教授会)

第38条 本学に教授会を置く。

(教授会の構成)

第39条 教授会は学長、学科長及び教授をもって組織する。

2 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認めたときは、教授会にその他の教職員を加えることができる。

3 教授会は、次の事項について審議し、学長が決定するに当たり意見を述べる。

- 一 学生の入学、卒業、及び課程の修了に関する事項
 - 二 学位の授与に関する事項
 - 三 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、学長が教授会の意見を聴くことが必要であると認めるもの
- 4 教授会は、前項に規定するもののほか、学長の求めに応じ、学長、学科長及びその他の長による教育研究に関する事項について審議し、意見を述べることができる。

(その他)

第40条 本章に定めるもののほか、教授会に関する必要事項は別に定める。

第11章 賞罰

(表彰)

第41条 学業操行の優秀な者は、教授会の議を経て、学長が表彰する。

(罰則)

第42条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て、学長が懲戒する。

- 2 前項の懲戒の種類は、訓戒、停学及び退学とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行う。
 - 一 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - 二 学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者
 - 三 正当な理由がなくて出席が常でない者
 - 四 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第 12 章 専 攻 科

(目的)

第 43 条 本学に専攻科歯科衛生学専攻、専攻科在宅歯科医療学専攻及び専攻科がん関連口腔ケア学専攻（以下「本専攻科」という。）を置き、学科における基礎的知識の上に、更に専門的知識及び高度な技術を修得し、先端的専門歯科治療に対応できる歯科衛生士を育成するとともに、専攻科歯科衛生学専攻においては、指導者となりうる歯科衛生士として学士の取得を支援することを目的とする。

(定員)

第 44 条 本専攻科の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

専 攻	入学定員	収容定員
歯科衛生学	5 人	5 人
在宅歯科医療学	3 人	3 人
がん関連口腔ケア学	3 人	3 人

(修業年限及び在学年限)

第 45 条 本専攻科の修業年限は 1 年とする。

- 2 学生は、修業年限の 2 倍を超えて在学することはできない。

(入学資格)

第 46 条 本専攻科に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 短期大学を卒業した者で、歯科衛生士免許を有する者
- 二 大学への編入学が認められた専修学校の専門課程を修了した者で、歯科衛生士免許を有する者
- 三 外国において、学校教育における 14 年の課程を修了し、前各号に規定する者に相当する者
- 四 本専攻科において、前各号に規定する者と同等の学力があると認められた者で、歯科衛生士免許を有する者

(授業科目及び単位数)

第 47 条 本専攻科において開設する授業科目及び単位数は、専攻科歯科衛生学専攻においては別表 3 のとおりとし、専攻科在宅歯科医療学専攻は別表 4、専攻科がん関連口腔ケア学専攻は別表 5 のとおりとする。

第 48 条 削除

(修了の要件)

第 49 条 本専攻科を修了するためには、1 年以上在学し、専攻科歯科衛生学専攻は別表 3、専攻科在宅歯科医療学専攻は別表 4、専攻科がん関連口腔ケア学専攻は別表 5 に定めた所により 31 単位以上を修得しなければならない。

(修了の認定及び修了証書)

第 50 条 所定の課程を修め、所定の単位を修得した者については、教授会の議を経て、学長が修了の認定をする。

2 学長は、修了を認定した者に対して修了証書を授与する。

(検定料、入学金、授業料等の費用)

第 51 条 本専攻科における検定料、入学金、授業料等の金額は、次のとおりとする。

検 定 料	10,000 円
入 学 金	100,000 円
授 業 料	400,000 円
施設維持費	50,000 円

2 検定料及び入学金については本学卒業者に限り全額免除する。

(準用規定)

第 52 条 第 4 条から第 7 条まで、第 9 条から第 17 条まで、第 19 条から第 21 条まで、第 33 条から第 36 条まで、第 41 条及び第 42 条の規定は、本専攻科にこれを準用する。

第 53 条 その他本専攻科に関して必要な事項は、別に定める。

第 13 章 雜 則

(定型約款)

第 54 条 この学則及びその他本学が定める諸規則（以下「学則等」という。）を民法所定の定型約款とみなす。

2 前項の規定により定型約款とみなす学則等は、必要に応じて変更することができる。

附 則

- 1 昭和 62 年 4 月 1 日 施行
- 2 平成元年 4 月 1 日 改正
- 3 平成 4 年 4 月 1 日 改正
- 4 平成 8 年 4 月 1 日 改正
- 5 平成 9 年 4 月 1 日 改正
- 6 平成 12 年 4 月 1 日 改正
なお、改正規定は平成 12 年 4 月 1 日入学者から適用する。
- 7 平成 14 年 4 月 1 日 改正

- なお、改正規定は平成 14 年 4 月 1 日入学者から適用する。
- 8 平成 17 年 4 月 1 日 改正
- 9 平成 17 年 12 月 1 日 改正
- 10 平成 19 年 4 月 1 日 改正
- 11 平成 21 年 4 月 1 日 改正
- なお、第 18 条第 2 項の別表 1 については、平成 21 年 4 月 1 日入学者から適用する。
- 12 平成 22 年 4 月 1 日 改正
- 13 平成 23 年 4 月 1 日 改正
- なお、第 12 章専攻科の改正規定については、平成 23 年 4 月 1 日専攻科入学者から適用する。
- 14 平成 24 年 4 月 1 日 改正
- なお、第 8 章 検定料、入學金、授業料、その他の費用の改正規定については、平成 24 年 4 月 1 日入学者から適用する。
- 15 平成 25 年 4 月 1 日 改正
- 16 平成 26 年 4 月 1 日 改正
- 17 平成 27 年 4 月 1 日 改正
- 18 平成 29 年 4 月 1 日 改正
- 19 令和 2 年 4 月 1 日 改正
- 20 令和 3 年 4 月 1 日 改正
- 21 令和 5 年 4 月 1 日 改正
- なお、第 18 条第 2 項の別表 1 については、令和 5 年 4 月 1 日入学者から適用する。
- 22 令和 7 年 4 月 1 日 改正
- なお、第 18 条第 2 項の別表 2 については、令和 7 年 4 月 1 日入学者から適用する。

(別表 1)

歯科衛生学科の授業科目等

科目名		単位数
基礎分野		
1	英語 I	2
2	英語 II	2
3	生物学	1
4	接遇・コミュニケーション技法	1
5	国語表現	2
6	医療心理学	2
7	情報リテラシー	1
小計		11
専門基礎分野		
8	人体の構造と機能 I	2
9	人体の構造と機能 II	2
10	口腔解剖学実習	1
11	口腔の構造と機能 I	2
12	口腔の構造と機能 II	2
13	病理学	1
14	口腔病理学	1
15	微生物学	2
16	薬理学	2
17	口腔衛生学・衛生統計学	2
18	公衆衛生学	2
19	衛生行政・社会福祉	2
20	リハビリテーション論	1
21	総合講義 I (専門基礎分野)	1
22	総合講義 II (専門基礎分野)	1
23	総合講義 III (専門基礎分野)	1
24	総合講義 IV (専門基礎分野)	1
小計		26
専門分野		
25	歯科衛生士概論 (含医療倫理)	1
26	キャリア教育 I	0.5
27	キャリア教育 II	0.5
28	臨床歯科医学 I 総論 A	0.5
29	臨床歯科医学 I 総論 B	0.5
30	臨床歯科医学 II 基礎	1
31	臨床歯科医学 II 応用	1
32	臨床歯科医学 III	1
33	臨床歯科医学 IV	1
34	臨床歯科医学 V	1
35	臨床歯科医学 VI	1
36	臨床歯科医学 VII	0.5

科目名		単位数
37	臨床歯科医学 VIII	0.5
38	早期体験演習	1
39	歯科予防処置論	2
40	歯科予防処置演習 I	1
41	歯科予防処置演習 II	2
42	歯科予防処置演習 III	2
43	歯科予防処置演習 IV	1
44	歯科保健指導論 I	2
45	歯科保健指導論 II	2
46	歯科保健指導演習 I	1
47	歯科保健指導演習 II	1
48	歯科保健指導演習 III	1
49	歯科衛生過程論 I	1
50	歯科衛生過程論 II	1
51	歯科診療補助論	1
52	歯科材料学	1
53	歯科診療補助演習 I	1
54	歯科診療補助演習 II	2
55	歯科診療補助演習 III	2
56	歯科診療補助演習 IV	1
57	看護学概論	1
58	病院実習・臨地実習 I	10
59	病院実習・臨地実習 II	10
60	総合講義 I (専門分野)	1
61	総合講義 II (専門分野)	1
62	総合講義 III (専門分野)	1
63	総合講義 IV (専門分野)	1
小計		61
選択必修分野		
64	専門歯科治療概論	2
65	健康文化論	1
66	プレゼンテーション技能	2
67	手話	2
68	医療保険事務 I	1.5
69	医療保険事務 II	1.5
70	ケアコミュニケーション技法 I	1.5
71	ケアコミュニケーション技法 II	1.5
72	歯科衛生研究概論	2
小計		15
合計		113

(別表2)

歯科技工学科の授業科目等

科目名		単位数
基礎分野		
1	英語 I	1
2	英語 II	1
3	コミュニケーション技法	1
4	情報リテラシー	1
5	デジタル医療機器演習	1
6	健康科学	1
7	歯科造形芸術概論	1
小計		7
専門基礎分野		
8	専門歯科治療概論	1
9	早期体験演習	1
10	歯科技工管理学	1
11	歯科技工士と関係法規	1
12	歯科技工学概論	1
13	歯の解剖学	2
14	顎頬面解剖学	1
15	歯形彫刻概論	1
16	口腔解剖学実習	2
17	顎頬面解剖学演習	1
18	歯形彫刻実習	1
19	顎口腔機能学 I	1
20	顎口腔機能学 II	1
21	顎口腔機能学演習	1
22	歯科理工学 I	4
23	歯科理工学 II	2
24	歯科理工学 III	1
25	歯科理工学実習	1
26	総合講義（専門基礎分野）	1
小計		25
専門分野		
27	有床義歎技工学 I	2
28	有床義歎技工学 II	2
29	有床義歎技工学 III	1
30	有床義歎技工学実習 I	6
31	有床義歎技工学実習 II	2
32	有床義歎技工学演習	1
33	歯冠修復技工学 I	2
34	歯冠修復技工学 II	2
35	歯冠修復技工学 III	1
36	歯冠修復技工学実習 I	6

科目名		単位数
37	歯冠修復技工学実習 II	2
38	歯冠修復技工学演習	1
39	矯正歯科技工学 I	1
40	矯正歯科技工学 II	1
41	矯正歯科技工学実習	1
42	小児歯科技工学 I	1
43	小児歯科技工学 II	1
44	小児歯科技工学実習	1
45	歯科技工実習	11
46	総合講義（専門分野）	1
小計		46
合計		78

(別表 3)

専攻科歯科衛生学専攻授業科目等

科 目 名	単位数
科学論文論	2
歯科医学特論	2
コンピュータデータ解析演習（選択）	2
食育・食指導演習（選択）	2
専門歯科医療論	2
専攻研究	4
臨床咬合学演習（選択）	2
地域保健指導実習	1
歯科衛生学演習	4
歯科臨床実地	10
生命科学論	2
歯科衛生士教育実習	4
合 計	37

(別表4)

専攻科在宅歯科医療学専攻授業科目等

科 目 名	単位数
ケアコミュニケーション演習	1.5
在宅歯科医療総論	3
実践口腔ケア	1
歯科衛生過程（ケアプラン）演習	1
栄養と摂食・嚥下	1
全身疾患の理解と管理	1
臨床・臨地実習	2.2
コンピュータデータ解析演習	2
合 計	32.5

(別表5)

専攻科がん関連口腔ケア学専攻授業科目等

科 目 名	単位数
ケアコミュニケーション演習	1.5
がん関連口腔ケア学	2
実践口腔ケア	1
歯科衛生過程（ケアプラン）演習	1
栄養と摂食・嚥下	1
全身疾患の理解と管理	1
臨床・臨地実習	2.2
コンピュータデータ解析演習	2
合 計	31.5

日本歯科大学新潟短期大学教授会規程

第1条 日本歯科大学新潟短期大学学則第38条の規程に基づき、教授会を置く。

第2条 教授会は、学長、学科長及び教授をもって組織する。

ただし、学長が必要と認めたときは、その他の教職員を参加させることができる。

第3条 教授会は、次の事項について審議し、学長が決定するに当たり意見を述べる。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項

(2) 学位の授与に関する事項

2 学長が教授会の意見を聞くことが必要であると認めるものは、次の事項とする。

(1) 教育・研究の基本方針に関すること

(2) 教育課程及び履修方法に関する事項

(3) 教員の教育研究業績に関する事項

(4) 学生の賞罰及び除籍に関する事項

(5) 教授会附設委員会の設置及び委員の選出に関する事項

3 教授会は、前項に規定するもののほか、学長の求めに応じ、学長、学科長及びその他の長による教育研究に関する事項について審議し、意見を述べることができる。

4 その他必要な事項は、学長が定める。

第4条 学長は、毎月1回教授会を招集し、その議長となる。

ただし、必要あるときは、臨時に召集することができる。

2 学長に事故あるときは、予め定められた構成員が議長となる。

第5条 教授会は、構成員の三分の二以上の出席がなければ開くことができない。

2 議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。

第6条 この規程の改正は、教授会に諮り理事会の議を経て学長が定める。

附 則

1 この規程は、昭和62年4月1日から施行する。

2 平成20年4月1日改正

3 平成20年12月1日改正

4 平成27年4月1日改正